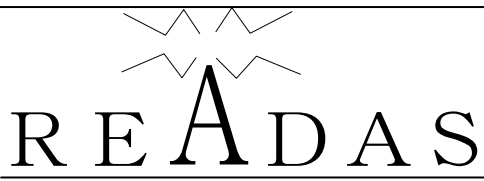


|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>4250<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br><br>リーダスクラブFAXニュース<br><br>(2011年)平成23年 5月31日 火曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 東日本大震災の税制特例

**Q**：東日本大震災への税制上の特例が出されましたが、阪神大震災になかった特例もあるとか。どのようなものがあるのですか？

**A**：次のようなものがあります。

### 【解説】

東日本大震災の税制特例で、阪神大震災のときになかったものは、次のようなものです。

#### ① 寄附金控除の拡充

平成23年、24年、25年分の所得税では、寄附金控除の控除可能限度枠が総所得の80%（現行は40%）になる。また、認定NPO法人等に対する寄附を、指定寄附金とした上で、税額控除制度を導入する。

#### ② 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等

適用を受けようとしていた住宅が、大震災により滅失して居住できなくなった場合には、その住宅への居住要件を免除する。また、住宅取得等資金について贈与税の特例を受けようとしていた者が、大震災により居住要件を満たせない場合は、居住期限を1年延長する等の措置を講ずる。

#### ③ 自動車重量税の特例還付

平成25年3月31日までの間、車検残存期間に相当する納付済み自動車重量税を還付する。

#### ④ 買換え車両に係る自動車重量税の免税措置

被災者が平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間に自動車を買換える場合、新規車検等の際の自動車重量税を免除する。

#### ⑤ 船舶等の再建造等に係る登録免許税の免税

#### ⑥ 建設請負工事の契約書等の印紙税の非課税

